【小規模保育事業所・事業所内保育事業所】　届出先：加古川市　　提出部数：１部

	変更事項	添付書類	根拠法令	手続すべき時期
事前手続	①利用定員の増加 ②利用定員の減少	1　届出様式　別紙１（①の場合のみ） 2　平面図、配置図 3　各室別面積表 4　屋外遊戯場の求積図 5　変更後の定員に対する職員の体制 6　変更後の職員勤務体制（シフト表） 7　変更後の運営方法に関する規程 8　変更事項に係る議事録の写し	①子ども・子育て支援法第44条第１項 ②子ども・子育て支援法第47条第２項	①あらかじめ変更予定日までに ②あらかじめ減少の日の３月前までに
事後手続	③事業所の名称の変更	1　法人定款（寄附行為）その他規約 2　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内
	④事業所の所在地（地番）の変更	1　新たな地番が確認できる書類 （土地、建物の登記簿謄本　など） 2　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内
	⑤設置者の名称、所在地の変更	1　法人登記事項証明 2　法人定款（寄附行為）その他規約 3　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内
	⑥設置者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名の変更	1　法人登記事項証明 2　新たな責任者の経歴書 3　誓約書 4　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内
	⑦設置者の定款、寄附行為等及び登記事項証明書の変更	1　法人登記事項証明 2　法人定款（寄附行為）その他規約 3　変更箇所の新旧対照表 4　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内
	⑧建物の構造概要及び図面並びに設備の概要の変更	1　平面図、立面図、配置図、付近見取図 2　各室別面積表 3　土地、屋外遊戯場の求積図 4　土地、建物の登記簿謄本 5　賃貸借契約書（自己所有でない場合） 6　収支予算書 7　借入金の償還計画（借入がある場合） 8　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内
	⑨事業所の管理者の氏名、生年月日、住所の変更	1　新たな施設長の経歴書 2　新たな施設長の資格証明書、勤務証明書 3　誓約書 4　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内
	⑩運営規程の変更	1　変更後の運営方法に関する規程 2　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内（※）
	⑪役員の氏名、生年月日及び住所の変更	1　新たな役員の一覧表 2　誓約書 3　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内
	⑫連携施設の変更	1　新たな連携施設との協定書 2　変更事項に係る議事録の写し	子ども・子育て支援法第47条第１項	変更があった日から10日以内

（※）運営管理規程の変更については、年に１度まとめて、もしくは、他の変更手続きと併せて手続きすることで良いと国から示されている。